

学校法人東海学園役員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人東海学園（以下、「この法人」という。）の役員の報酬、手当、退職慰労金及び旅費（以下、「報酬等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の変義)

第2条 役員とは、この法人の寄附行為第6条第1項に定める理事、第7条に定める監事をいい当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事長とは、理事の中から理事長に互選されたものをいう。
- (2) 常勤役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 職員役員とは、この法人の職員として勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員及び職員役員以外の者をいい、非常勤役員理事と非常勤役員監事とに区分する。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、報酬及び退職慰労金を支給するものとする。但し、無報酬とすることができる。

- 2 理事長には、別表3に定める手当を支給する。
- 3 常勤役員には、この法人の給与規則に基づいて、通勤手当を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は、次の各号に定める範囲内で、理事長が決定する。

- (1) 理事長、常勤役員、職員役員及び非常勤役員監事 別表1に定める額
- (2) 非常勤役員理事 別表2に定める額

2 役員に対する退職慰労金の額は、在任役員区分に応じて別表4に定める額の範囲内で、理事長が決定する。但し、役員の責に帰すべき事由により解任されたものについては、その情状に応じて減額するかまたは支給しないことがある。

(費用弁償)

第5条 役員には、この法人の旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 出張の性質により、この規則による旅費のほか、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。
- 3 役員が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 理事長、常勤役員、職員役員及び非常勤役員監事に対する報酬等の支払時期は、毎月25日とする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、繰り上げて支払うものとする。
- 2 非常勤役員理事に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 役員に対する退職慰労金は、任期満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給するものとする。
- 4 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込む。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。
- 6 役員が死亡により退任した場合の退職慰労金は、遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、国家公務員退職手当法第2条の2の例による。

(報酬の日割り計算)

- 第7条 新たに理事長、常勤役員、職員役員及び非常勤役員監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 理事長、常勤役員、職員役員及び非常勤役員監事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

- 第8条 この規則により、計算額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補足)

- 第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

- 第10条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会の議決により行う。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

役員区分	月額報酬額	備考
理事長	最高限度額を 1,000,000 円とする。	経験及び職務に応じ定める。
常勤役員		
職員役員	50,000 円	
非常勤役員監事	30,000 円	

別表 2

理事会出席 1 回につき

役員区分	報酬額	備考
非常勤役員理事	20,000 円	1 日に 2 以上の会合のある場合には、重ねて支給しない。

別表 3

役員区分	月額理事長手当	備考
理事長	200,000 円	上記、月額報酬額（別表 1）とは別途支給する

別表 4

在任役員区分	年額	最高限度額	備考
理事長の期間	500,000 円	5,000,000 円	期間が重複する場合は上位の金額とする。 在職期間が 1 年未満の場合は切り捨てる。
常勤役員の期間	300,000 円		
職員役員の期間	300,000 円		
非常勤役員の期間	30,000 円		